

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

改 正 案	現 行
<p>1 1 確定拠出年金運営管理機関関係</p> <p>1 1 - 2 (略)</p> <p>1 1 - 2 - 1 登録申請書の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 - 2 - 2 ~ 1 1 - 2 - 7 (略)</p> <p>1 1 - 3 行為準則等に関する事項</p> <p>確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為等については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(注) <u>行為準則等を含め、平成13年厚生労働省年金局長通知「確定拠出年金制度について」及び「確定拠出年金Q &amp; A」を適宜参照し、その内容に留意するものとする。</u></p>	<p>1 1 確定拠出年金運営管理機関関係</p> <p>1 1 - 2 (略)</p> <p>1 1 - 2 - 1 登録申請書の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>法第89条第1項第3号に規定する「役員」とは、株式会社にあつては取締役及び監査役、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務を執行する社員、民法第34条の規定により設立された法人にあつては理事及び監事をいう。</u></p> <p>③~④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 - 2 - 2 ~ 1 1 - 2 - 7 (略)</p> <p>1 1 - 3 行為準則に関する事項</p> <p>確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>11-3-1～11-3-2 (略)</p> <p>11-3-3 法第100条第6号関係  法第100条第6号の趣旨に鑑み、例えば、特定の運用商品のみを評価したり、特定の運用商品のみを評価しないようなことを行わないこと。また、<u>提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報の提供を行うことのないこと（加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を示して行う場合を除く。）</u>。</p> <p>11-3-4 主務省令第10条第1号関係  ファイアウォール規制に関し、<u>運営管理業務の専担者以外の職員（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。以下同じ。）は、加入者等に提示する運用商品を選定してはならないことに留意すること。</u>なお、やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならない<u>ことに留意すること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>11-3-1～11-3-2 (略)</p> <p>11-3-3 法第100条第6号関係  法第100条第6号の趣旨に鑑み、例えば、特定の運用商品のみを評価したり、特定の運用商品のみを評価しないようなことを行わないこと。</p> <p>11-3-4 主務省令第10条第1号関係  ファイアウォール規制に関し、<u>以下の点に留意すること。</u>  (1) <u>運営管理業務の専担者以外の職員（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。以下同じ。）は、加入者等に提示する運用商品を選定してはならない。</u>なお、やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならない<u>（以下、11-3-4(2)～(4)において同じ。）</u>。  (2) <u>加入者等からの要請の有無にかかわらず、運営管理業務の専担者以外の職員が加入者等に運用の方法を提示し、又は運用の方法に係る情報の提供を行ってはならない。</u></p>

改正案	現行
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) <u>運営管理業務の専担者以外の職員が、例えば、いわゆる投資教育等と称して、加入者等に提示する個別具体的な運用商品の内容について説明してはならない。なお、運用商品に関するパンフレットなどの資料を単に渡すことは差し支えない。</u></p> <p>(4) <u>運営管理業務の専担者が、加入者等に対して運用商品の説明を行っているときに、運営管理業務の専担者以外の職員がその場に同席してはならない。なお、運営管理業務の専担者以外の職員が、加入者等を運営管理業務の専担者に引き合わせること、又は運営管理業務の専担者が、顧客を運営管理業務の専担者以外の職員に引き合わせることは差し支えない。また、運営管理業務の専担者以外の職員が、一般の顧客に対し、確定拠出年金への加入の勧誘を行うことは差し支えない。</u></p>
<p>11-3-5 主務省令第10条第2号関係</p> <p><u>主務省令第10条第2号に関し、以下の点に留意すること。</u></p> <p>(1) <u>運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(いわゆる営業職員)が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないこと。</u></p> <p>(2) <u>営業職員が運用の方法の情報の提供を行う場合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報提供を行う際に営業職員が同席する場合にあっては、確定拠出年金法施行規則(以下「厚生労働省令」という。)第20条第4項において、書面の交付</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>その他の適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘との誤認を防止するための説明を行うこととされていること。当該説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること。</u></p> <p>① <u>運用の方法の情報の提供は確定拠出年金運営管理機関として行うこと。</u></p> <p>② <u>特定の運用の方法の推奨が禁止されていること。</u></p> <p>11-3-6 主務省令第10条第4号関係</p> <p>(1) 主務省令第10条第4号の「年金制度」には、公的年金、厚生年金基金、確定給付企業年金、国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金等が該当する。</p> <p>(2) 表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、主務省令第10条第6号及び第7号において同じ。）。</p> <p>①～④（略）</p> <p>11-3-7 主務省令第10条第6号関係</p> <p>比較表示に関し、例えば次のような行為をした際には、主務省令第10条第6号に該当することが考えられる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>11-3-8 主務省令第10条第7号関係</p> <p>(1) 主務省令第10条第7号の「運用の指図を行う際にその判断</p>	<p>11-3-5 主務省令第10条第2号関係</p> <p>(1) 主務省令第10条第2号の「年金制度」には、公的年金、厚生年金基金、<u>適格退職年金</u>、確定給付企業年金、国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金等が該当する。</p> <p>(2) 表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、主務省令第10条第4号及び第5号において同じ。）。</p> <p>①～④（略）</p> <p>11-3-6 主務省令第10条第4号関係</p> <p>比較表示に関し、例えば次のような行為をした際には、主務省令第10条第4号に該当することが考えられる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>11-3-7 主務省令第10条第5号関係</p> <p>(1) 主務省令第10条第5号の「運用の指図を行う際にその判断</p>

改 正 案	現 行
<p>に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としては、例えば、厚生労働省令第20条第1項各号に該当するものが考えられる。</p> <p>(2) また、例えば次のような行為を行った際には、主務省令第10条第7号に該当することが考えられる。</p> <p>① 厚生労働省令第20条第5項の「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p>②～④（略）</p> <p>11-3-9 主務省令第10条第9号関係</p> <p>主務省令第10条第9号の「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項（法第100条第4号の政令で定めるものを除く。）」には、例えば、<u>次のものが該当することが考えられる。</u></p> <p>(1) <u>確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況</u></p> <p>(2) <u>当該確定拠出年金運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報</u></p>	<p>に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としては、例えば、<u>確定拠出年金法施行規則（以下「厚生労働省令」という。）第20条第1項各号に該当するものが考えられる。</u></p> <p>(2) また、例えば次のような行為を行った際には、主務省令第10条第5号に該当することが考えられる。</p> <p>① 厚生労働省令第20条第3項の「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p>②～④（略）</p> <p>11-3-8 主務省令第10条第6号関係</p> <p>主務省令第10条第6号の「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項（法第100条第4号の政令で定めるものを除く。）」には、例えば、<u>確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況が該当することが考えられる。</u></p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>11-3-10 主務省令第10条第10号及び第11号関係  主務省令第10条第10号の「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」、並びに同条第11号の「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該確定拠出年金運営管理機関を指定した場合に必要なとなる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報</u></p> <p><u>(4) 確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件 (主務省令第10条第11号のみ)</u></p> <p>11-3-11 (略)</p> <p>11-3-12 個人情報の保護に関する事項  (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン (以下「保護法ガイドライン」という。) 第8条の規定に基づく措置</p> <p>② 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 (以下「実務指針」という。)</p>	<p>11-3-9 主務省令第10条第7号関係  主務省令第10条第7号の「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」、並びに同条第8号の「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>11-3-10 (略)</p> <p>11-3-11 個人情報の保護に関する事項  (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン (以下「保護法ガイドライン」という。) 第10条の規定に基づく措置</p> <p>② 金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 (以下「実務指針」という。)</p>

改 正 案	現 行
<p>という。) I 及び別添 2 の規定に基づく措置</p> <p>③ <u>私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置</u> <u>(平成29年厚生労働省告示第211号)の規定に基づく措置</u> (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>① 保護法ガイドライン第<u>9</u>条の規定に基づく措置</p> <p>② (略)</p> <p>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>① 保護法ガイドライン第<u>10</u>条の規定に基づく措置</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 加入者等の個人に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、保護法ガイドライン第<u>5</u>条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合への加盟に関する情報</li> <li>・ 民族に関する情報</li> <li>・ 性生活に関する情報</li> <li>・ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></li> <li>・ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></li> <li>・ <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></li> </ul>	<p>いう。) I 及び別添 2 の規定に基づく措置 (新設)</p> <p>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>① 保護法ガイドライン第<u>11</u>条の規定に基づく措置</p> <p>② (略)</p> <p>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>① 保護法ガイドライン第<u>12</u>条の規定に基づく措置</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 加入者等の個人に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、保護法ガイドライン第<u>6</u>条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合への加盟に関する情報</li> <li>・ 民族に関する情報</li> <li>・ 性生活に関する情報</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="353 284 757 316">・ <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p data-bbox="230 379 658 411">1 1 - 3 - 1 3 <u>業務管理態勢</u></p> <p data-bbox="230 427 1126 673"><u>確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること。</u></p> <p data-bbox="255 683 1126 801"><u>(1) 運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、運用関連業務を行う役職員への周知を行っていること。</u></p> <p data-bbox="255 810 1126 890"><u>(2) 法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること。</u></p> <p data-bbox="255 900 1126 1056"><u>(3) 運用関連業務を行う役職員（運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員を含む。）が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること。</u></p> <p data-bbox="255 1066 1126 1145"><u>(4) 加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備していること。</u></p> <p data-bbox="255 1155 1126 1359"><u>(5) 確定拠出年金運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託する場合及び運営管理業務に付随する事務の一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定をはじめとして委託先の管理を適切に行う態勢を整備していること。</u></p>	<p data-bbox="1301 284 1391 316">(新設)</p> <p data-bbox="1173 379 1263 411">(新設)</p>



改 正 案	現 行
<p>1 1 - 4 (略)</p> <p>1 1 - 5 (略)</p> <p>1 1 - 5 - 1 (略)</p> <p>1 1 - 5 - 2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第 1 3 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 1 4 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意す</u></p>	<p>1 1 - 4 (略)</p> <p>1 1 - 5 (略)</p> <p>1 1 - 5 - 1 (略)</p> <p>1 1 - 5 - 2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>業務改善命令・業務停止命令の発出又は登録の取消しの不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第 1 4 条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>る。</p> <p>(2) 行政不服審査法との関係  <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) 行政不服審査法との関係  <u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(以下略)</p>